

教職員の不祥事根絶と児童生徒一人一人を大切にした学校教育の充実に向けて
(令和7年11月7日 損害賠償請求事件の判決を受けて)

市内中学校において発生した「教員の生徒に対する不適切な言動」に端を発した損害賠償請求事件の判決が、令和7年11月7日、さいたま地方裁判所にて言い渡されました。判決の内容は桶川市が原告に対して損害賠償金を支払うというものです。

桶川市教育委員会といたしましては、当該生徒ならびにご家族の皆様に長きにわたり苦しい思いや悲しい思いをさせてしまったことにつきまして、大変申し訳なく思っており心よりお詫び申し上げます。

また、市民の皆様に対しましてもご心配とご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

教育委員会といたしましては、今回の判決で示された司法の判断を重く受け止めており、今後、当該生徒ならびにご家族の皆様のお気持ちをお伺いし、お気持ちに寄り添った対応をさせていただきたいと考えております。

市内小・中学校の教職員によるこのような問題を二度と起こさないために、教職員の不祥事根絶と児童生徒一人一人を大切にした学校教育の充実に向けて、より一層取り組んでまいります。

そして、保護者や地域の皆様から大切なお子様をお預かりしていることを一時も忘れずに、教育者としての使命と職責を自覚して、未来の桶川を担う子どもたちの健やかな成長に全力を傾注してまいる所存です。

令和7年12月15日
桶川市教育委員会教育長

岩田 泉